



健感発第0921001号  
平成17年9月21日

社団法人日本医師会  
感染症危機管理対策室長  
雪下 國雄 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



### 麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について

予防接種の推進につきましては、平素より多大な御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）が平成18年4月1日から施行されることに伴い、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が改められます。

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種については、その発生及びまん延を防止し、もって麻しんの国内における根絶を達成するとともに、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するものであり、より適切な時期に接種するよう積極的に勧奨することで、接種率を高くすることが公衆衛生の向上に有効です。

については、現行制度において対象にある者は、早期に接種しておくことが一層重要であるため、市町村においては、未接種者である対象者に対して、平成18年3月31日までの間、積極的な接種勧奨を行うとともに、同日以降についてもかかりつけ医等の所見を踏まえ、保護者の意思により接種を希望する場合には、接種費用の軽減（公費負担）について配慮するよう、別添（写）のとおり、各都道府県に対して通知をしたところです。

つきましては、貴会におかれましては、当該通知の趣旨を御理解いただくとともに、各都道府県・郡市区医師会において、個別の接種の推進やその体制の充実について、市町村等と十分連携の上、貴会会員の接種医師各位の特段の御協力を頂けるよう、特に御配慮をお願いいたします。